

## ミアヘルサ保育園ひびき新船橋第二運営規程

### 改定歴表

令和 2 年 4 月 1 日

令和 3 年 4 月 1 日

令和 4 年 4 月 1 日

令和 5 年 4 月 1 日

令和 6 年 4 月 1 日

制定日：平成 31 年 4 月 1 日

### （事業所の名称等）

第 1 条 ミアヘルサ株式会社が設置する小規模保育事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ミアヘルサ保育園ひびき新船橋第二
- (2) 所在地 千葉県船橋市山手 1-3-17

### （事業の目的）

第 2 条 ミアヘルサ保育園ひびき新船橋第二（以下「当園」という。）は、特定地域型保育事業所の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定地域型保育を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第 3 条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定地域型保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定地域型保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が特定地域型保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長(園長、管理者等) 1人

施設長は、特定地域型保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 保育士 8人以上

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(3) 調理員 1人(常勤 人、非常勤1人)

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(特定地域型保育を行う日)

第6条 当園の特定地域型保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 年始休日(1月2日及び1月3日)

(3) 年末休日(12月29日から12月31日)

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定地域型保育の提供を行う上で必要がある  
又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を  
行い、前項に規定する休業日に特定地域型保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定地域型保育の提供を行わ  
ないことがある。

(特定地域型保育の提供を行う時間等)

第7条 特定地域型保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)は、午前7時00分から午後6  
時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)は、午前9時00分から午後5時00  
分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日 午前7時00分から午後8時00分。

(2) 土曜日 午前7時00分から午後8時00分。

3 当園は、利用子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育  
時間(11時間)及び保育短時間認定に係る保育時間(8時間)の前後に保育を希  
望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 当園は、船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例(以下、「条例」という)第3条の規定によりその例によること  
とされる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支  
援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)(以下、「府令」と  
いう。)第43条第1項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の  
利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

2 当園は、条例第3条の規定によりその例によることとされる府令第43条第3項  
の規定により、特定地域型保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる特定利用者  
負担額を徴収する。

3 当園は、条例第3条の規定によりその例によることとされる府令第43条第4項  
の規定により、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、別表  
1に掲げる実費を徴収する。

4 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表 1 に掲げる費用を徴収する。

(利用定員)

第 9 条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0 歳児	1 歳児	2 歳児	計
3 号	6 人	6 人	7 人	19 人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第 10 条 当園は、市が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定地域型保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第 19 条第 2 号及び第 3 号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 当園の職員においては、特定地域型保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 12 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第15条 当園は、その提供した特定地域型保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第16条 当園は、特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

(1) 特定地域型保育の提供に当たっての計画

(2) 特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 条例第3条の規定によりその例によることとされる府令第50条で準用される第19条の規定に基づく市への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他の事項)

第17条 この規程に定めるもののほか、保育所の管理に必要な事項は、施設長がその都度定める

(土曜日の共同保育)

第18条 当園は、土曜日の利用者が少ない場合に、1カ所の保育所等で共同保育（以下「土曜日の共同保育」という。）を実施する。

2 当園と共同で土曜日の保育を実施する保育所等は、次のとおりとする。

名 称：ミアヘルサ保育園ひびき新船橋（ミアヘルサ株式会社）

所在地：船橋市海神 3-26-30

類 型：保育所

3 土曜日の共同保育を実施する場所は、次のとおりとする。やむを得ない理由により保育を実施する場所を変更する場合には、利用子どもが在籍する保育所等において、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行う。

(1) 名 称：ミアヘルサ保育園ひびき新船橋（ミアヘルサ株式会社）

(2) 所在地：船橋市海神 3-26-30

(改正・廃止)

第1条 第19条 この規程の改正・廃止は、ミアヘルサ株式会社の承認を経るものとする。

別表 1

利用者負担 (月額保育料)	利用する子どもが居住する市町村が定める利用者負担 (保育料)			
実費徴収	カラー帽子	(1枚当たり)	950円程度	
	おたより袋	(1枚当たり)	200円程度	
	月刊絵本	0~2歳 (1ヶ月あたり)	450円程度	
	自由画帳	2歳~ (2冊目から)	300円程度	
	クレヨン	2歳~ (バラ1本)	60円程度	
	ICカード発行手数料	希望者 (3冊目から)	1000円	
	手ぶら登園	(オムツ・おしり拭き)	1ヶ月	2500円程度
(エプロン・お口ふき)		900円程度		
その他	延長保育料 (標準時間認定の方) 18:01~20:00 <u>補食は18:01です</u> <u>夕食は18:30です</u>	月極料	1時間	3000円
			1時間30分	4000円
			2時間	5000円
		スポット料 (補食代含)	30分	100円
			2時間	200円
	延長保育料 (短時間認定の方) 7:00~9:00 17:01~20:00 ※スポットのみ <u>補食は18:01です</u> <u>夕食は18:30です</u>	7:00~ 9:00	30分	50円
		17:01~ 18:00	30分	50円
18:01~ 20:00		30分	100円	
夕食代	希望者	1食	350円	

